

## 十日町市看護学生支援事業補助金交付要綱

令和2年3月27日  
十日町市告示第39号

(趣旨)

第1条 この告示は、新潟県立十日町看護専門学校の立ち上げ支援として学生を確保するため、同校での学生生活を支援し、もって地域の活性化及び将来の看護師確保に寄与することを目的に、住居又は通学に要する経費に対し予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、十日町市補助金等交付規則（平成17年十日町市規則第64号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、新潟県立十日町看護専門学校に在学する学生のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者で、市内の民間賃貸住宅に入居するため不動産賃貸借契約を締結したもの
- (2) 公共交通機関の定期券を購入し、通学する者

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費、補助率及び補助金の限度の額は、別表に定めるとおりとする。

(補助対象期間)

第4条 補助金の交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、第6条の規定により補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の4月1日から当該年度の3月31日までの間とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、十日町市看護学生支援事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第6条 市長は、前項の規定による申請があった場合は、書類等を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、申請を行った者に対し十日町市看護学生支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）によりその旨を通知するものとする。

(中止等の申請)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、事業を中止し、若しくは廃止し、又はその内容を変更しようとするときは、十日町市看護学生支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）又は十日町市看護学生支援事業変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(中止等の承認)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、書類等を審査し、承認するときは、補助決定者に対し、十日町市看護学生支援事業中止（廃止）承認通知書（様式第5号）又は十日町市看護学生支援事業変更承認通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（実績報告及び補助金の請求）

第9条 補助決定者は、事業が完了したときは、速やかに十日町市看護学生支援事業補助金実績報告書兼請求書（様式第7号）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定及び交付）

第10条 市長は、前条の規定による報告があった場合は、書類等を審査し、適当と認めるときは、補助決定者に対し、十日町市看護学生支援事業補助金確定通知書（様式第8号）により補助金の額を通知し、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、不正の行為によって補助金の交付を受けたと認めるとき、又は補助対象期間中に違法な行為を行ったと認めるときは、補助金の交付の全部又は一部の決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の全部又は一部を取り消したときは、十日町市看護学生支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて十日町市看護学生支援事業補助金返還命令書（様式第10号）によりその返還を求めるものとする。ただし、災害等の特別の事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

（延滞金）

第13条 前条の規定により補助金の返還を求められた者は、その納期限までに返還金を納付しないときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付金額を控除した額）100円につき10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第11条から第14条までの規定は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則（令和3年十日町市告示第71号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年十日町市告示第73号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年十日町市告示第60号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年十日町市告示第43号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

補助の区分	補助対象経費等	補助率等
家賃補助	賃貸料	1 補助率 1/2 2 補助限度額 20,000円／月
通学費補助	通学で使用する公共交通機関の定期券購入費	1 補助率 1/5 2 補助限度額 30,000円／年

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

十日町市長 様

住 所：〒

氏 名：

電話番号：

十日町市看護学生支援事業補助金交付申請書

十日町市看護学生支援事業補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けたいので、同要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助の区分及び補助対象経費

家賃補助

月額家賃 円

通学費補助

定期券購入費 円

通学方法 電車 ・ バス （利用区間 ～ ）

2 補助金交付申請額 円（1,000円未満切り捨て）

（補助率等）

家賃補助 : 月額家賃の1/2、上限20,000円/月

通学費補助 : 定期券購入費の1/5、上限30,000円/年

（添付書類）

- (1) 学生証又は在学していることを証明する書面の写し（家賃補助、通学費補助）
- (2) 月額家賃が明記された不動産賃貸借契約書の写し（家賃補助）
- (3) 住民票の写し（家賃補助）
- (4) 購入した通学定期券の写し及び購入した際の領収書の写し（通学費補助）
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

十日町市長

十日町市看護学生支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました標記の補助金につきましては、下記のとおり交付の決定をいたしましたので、十日町市看護学生支援事業補助金交付要綱第6条に基づき通知いたします。

記

- 1 補助金交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 2 補助金交付の条件は、十日町市看護学生支援事業補助金交付要綱に定めるところによる。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

十日町市長 様

住 所  
氏 名

十日町市看護学生支援事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知があった事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、十日町市看護学生支援事業補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

1 中止の理由 (廃止の理由)	
2 中止の期間 (廃止の時期)	
3 その他 (必要な記載事項)	

【添付書類】 十日町市看護学生支援事業補助金交付決定通知書（写し）

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

十日町市長 様

住 所  
氏 名

十日町市看護学生支援事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知があった事業を下記のとおり変更したいので、十日町市看護学生支援事業補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

1 変更の理由	
2 変更の内容（変更する内容を下の表に対比できるように記載すること。別紙の添付可）	
変更前	変更後

【添付書類】

- ・十日町市看護学生支援事業補助金交付決定通知書（写し）
- ・申請時に添付した書類で、変更がある場合は、変更後のものを提出すること。

様式第5号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

十日町市長

十日町市看護学生支援事業中止（廃止）承認通知書

年 月 日付けで中止（廃止）承認の申請があった標記の事業について、申請のとおり承認することに決定したので、十日町市看護学生支援事業補助金交付要綱第8条に基づき通知します。



様式第7号（第9条関係）

年 月 日

十日町市長 様

住 所  
氏 名

十日町市看護学生支援事業補助金実績報告書兼請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知があった事業が完了したので、十日町市看護学生支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類等を添えて提出します。

また、併せて補助金の交付を請求します。

記

1 補助金交付決定額、補助対象経費実績額及び補助金請求額

補助金交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

補助金実績額及び請求額 \_\_\_\_\_ 円

2 振込先

金融機関名	銀行・信組 農協・労金	支店・本店 支所・営業所
	金融機関コード	支店コード
口座種別	1 普通                      2 当座	
口座番号		
口座名義人	フリガナ	

(添付書類)

- (1) 学生証又は在学していることを証明する書面の写し（家賃補助、通学費補助）
- (2) 家賃を支払ったことを証明する書類の写し（家賃補助）
- (3) 購入した通学定期券の写し及び購入した際の領収書の写し（通学費補助）
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第8号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

十日町市長

十日町市看護学生支援事業補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知をした事業について、下記のとおり交付額を確定しましたので、十日町市看護学生支援事業補助金交付要綱第10条に基づき通知いたします。

記

補助金交付確定額 金 \_\_\_\_\_ 円

様式第9号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

十日町市長

十日町市看護学生支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け、第 号で補助金の交付決定通知をした事業について、  
下記の理由により、十日町市看護学生支援事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、交  
付決定を取り消すので、通知いたします。

記

取消事由

---

様式第10号（第12条関係）

第 号  
年 月 日

様

十日町市長

十日町市看護学生支援事業補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定取消通知をした事業について、十日町市看護学生支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり返還されたく通知します。

記

区 分	内 容
1 返還補助金	
2 返還期限	年 月 日